

生活雑排水処理の概要

1 生活雑排水処理の経過

- 昭和 48 年 「生活雑排水簡易浄化槽設置補助金」を制定し、簡易浄化槽の設置に対して 1 基 15,000 円を交付し設置の促進をした。
- 昭和 52 年 新築家屋は、義務設置として設置の促進をした。
- 昭和 59 年 「生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金」を制定し、定期的な抜き取り清掃の促進をした。
- 平成 14 年 公共下水道等への接続が進み、簡易浄化槽の設置がわずかとなったため「生活雑排水簡易浄化槽設置補助金」を廃止した。

2 生活雑排水簡易浄化槽汚泥の収集

- ・許可事業者が、定期的に年 4 回（3 ヶ月に 1 回）の収集業務を行っている。
- ・生活雑排水簡易浄化槽清掃補助金は、許可事業者からの実績報告・申請により許可事業者に交付している。（収集経費の 6 割）
（対象地区；市内全域、但し、戸隠・鬼無里・中条地区は設置されていない。）

3 生活雑排水処理手数料改定の推移（収集経費の 4 割）

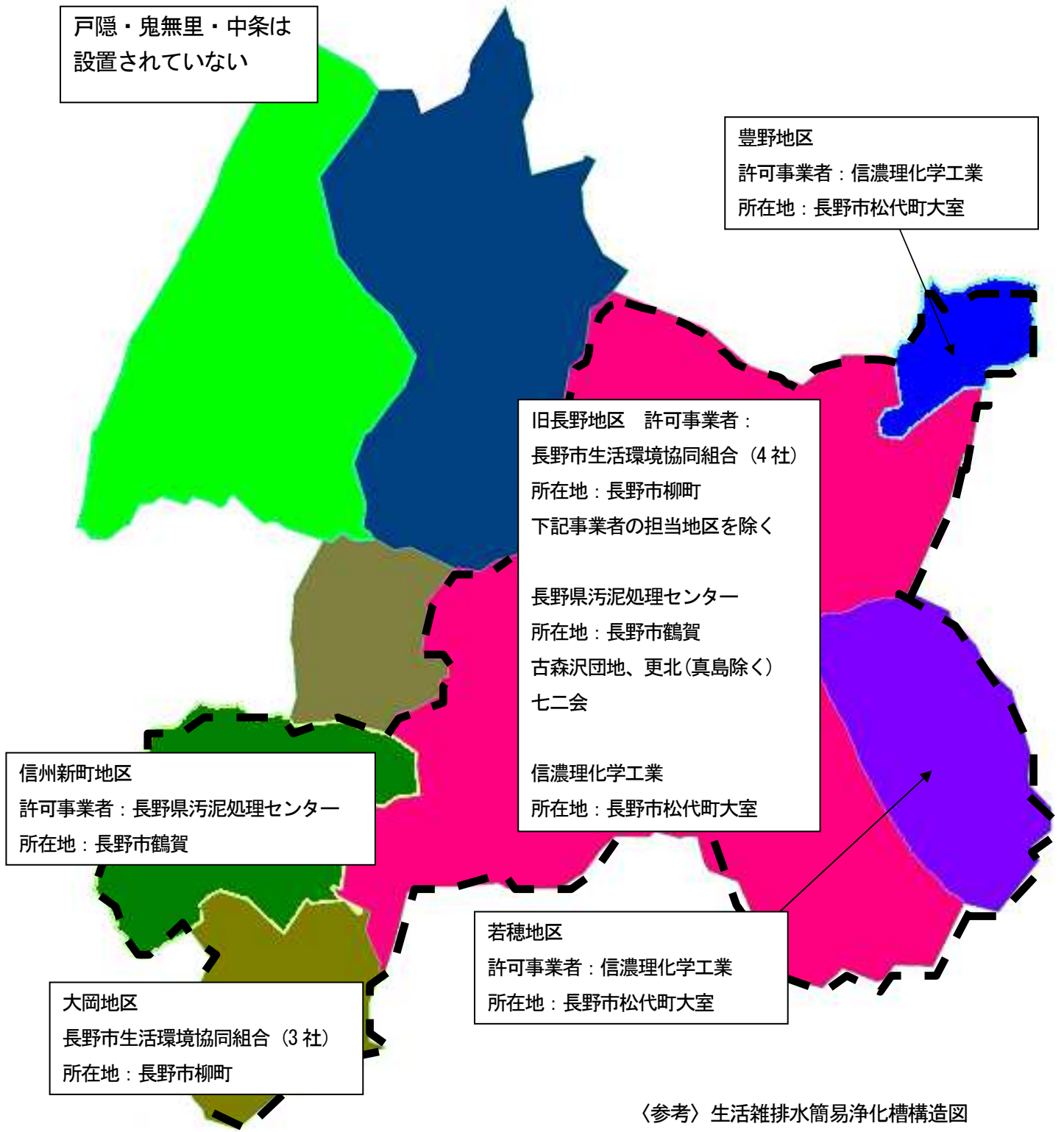
容量 \ 改定年度	平成 9 年	平成 11 年	平成 14 年 平成 17 年	平成 20 年	平成 23 年
100 ℓ未満	507 円	515 円	据置き	529 円	550 円
100 ℓ以上 150 ℓ未満	659 円	669 円	〃	688 円	716 円
150 ℓ以上 200 ℓ未満	811 円	823 円	〃	846 円	880 円
200 ℓ以上の場合 50 ℓごとの加算 (150 ℓ以上 200 ℓ未満 の額に加算)	152 円	154 円	〃	158 円	165 円
改定率	2.01%	1.68%		2.83%	4.01%

※収集経費の負担割合；手数料 4 割、市補助金 6 割

※収集基数；約 6,100 基（H23.4 現在）

※原価計算等の資料に基づき、廃棄物減量等推進審議会での協議・答申を受け改定

生活排水処理地区別事業者一覧



(注) 処理は、全て信濃理化学工業で行っている

〈参考〉生活雑排水簡易浄化槽構造図

